

佐野市内の農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流失による農産物の損害賠償を受けるには

「被害の申し出」と

「賠償金の請求」が必要です

◆損害範囲の判定指針(中間指針)で認められている本県農業の損害

●政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

野菜や茶、牛等の出荷制限、放牧及び牧草の給与制限、放射性セシウムを含む肥料や土壌改良資材、培土及び飼料の暫定許容値超過による損害 等

●いわゆる風評被害

本県の農林産物、茶、花き、畜産物(食用)、水産物(食用・餌用)の買い控えによる損害

(H23.8.5 原子力損害賠償紛争審査会)

◆請求の方法(平成23年12月末現在)

- ①JAグループ中心に設置された「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会」に委任しての請求(JA出荷者以外についても委任を受け、取りまとめ)

【栃木県協議会で取りまとめている類型や品目】

- | | | |
|--------------|--------------|-------|
| ●青果物(野菜や果樹等) | ●花き(切花) | ●直売所 |
| ●茶 | ●牧草(1番草、再生草) | ●肉用牛 |
| ●子牛 | ●稲わら | ●観光農園 |

- ②東京電力へ直接損害賠償請求

【直接東京電力への請求をお願いしている品目】

- | | | |
|----------|------------------|--------|
| ●切花以外の花き | ●農村レストラン ※観光業として | ●内水面漁業 |
| ●腐葉土製造 | | |

- 受付 ・東京電力株式会社 福島原子力補償相談室(コールセンター)
・電話 : **0120-926-404** (受付時間 9:00~21:00)

【問合せ先】

- | | |
|---------------|------------------|
| ●JA佐野販売利用課 | TEL 0283-23-9992 |
| ●栃木県安足農業振興事務所 | TEL 0283-23-1455 |
| ●佐野市役所農政課 | TEL 0283-61-1162 |